

『大山日ノ丸証券の約款・規定集』一部改定のお知らせ

以下のとおり「大山日ノ丸証券の約款・規定集」を一部改定いたします。詳細につきましては新旧対照表をご確認くださいようお願い申し上げます。

(2026年9月1日より適用 [下線部改訂])

「大山日ノ丸証券の証券総合取引約款」新旧対照表

新	旧
第1章 証券総合取引 1. (約款の趣旨) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。以下同じ。）において取り扱う証券の取引、累積投資取引、外国証券の取引、MR F（マネー・リザーブ・ファンド）の自動スウィープ取引又はそれらを組み合わせた取引（以下「証券総合取引」といいます。）について、お客様と大山日ノ丸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 2. (MR F 累積投資口の開設) お客様には、証券総合取引の申込時に<u>One MR F 累積投資口</u>（以下「MR F 累投口」といいます。）を開設していただきます。（以下、開設いただいたMR F 累積投資口の受益権を「MR F」といいます。） 「MR F 累投口」が開設された場合における証券総合取引については、これを証券総合口座による取引といい、当該取引においてはMR Fの自動スウィープ取引が行われます。 ただし、この取扱は個人のお客様に限らせていただきます。 3. (証券総合取引の利用) お客様は、この約款及び別に定める各取引の約款（MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款、保護預り約款、株式等振替決済口座管理約款、振込国債の取引口座管理約款、一般債・短期社債等振替決済口座管理約款、国内外貨建債券取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、外国証券取引口座約款等）に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。 (1) 第2章に定めるMR F 累投口の自動スウィープ取引 (2)～(7) （現行どおり） 4～5 （現行どおり）	第1章 証券総合取引 1. (約款の趣旨) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。以下同じ。）において取り扱う証券の取引、累積投資取引、外国証券の取引、<u>新光MR F</u>（マネー・リザーブ・ファンド）の自動スウィープ取引又はそれらを組み合わせた取引（以下「証券総合取引」といいます。）について、お客様と大山日ノ丸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 2. (MR F 累積投資口座開設) お客様は、証券総合取引の申込時に<u>新光MR F</u>（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資口（以下「<u>新光MR F 累投口</u>」といいます。）を開設していただきます。 「<u>新光MR F 累投口</u>」が開設された場合における証券総合取引については、これを証券総合口座による取引といい、当該取引においては<u>新光MR F</u>の自動スウィープ取引が行われます。 ただし、この取扱は個人のお客様に限らせていただきます。 3. (証券総合取引の利用) お客様は、この約款及び別に定める各取引の約款（<u>新光MR F</u>（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款、保護預り約款、株式等振替決済口座管理約款、振込国債の取引口座管理約款、一般債・短期社債等振替決済口座管理約款、国内外貨建債券取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理約款、外国証券取引口座約款等）に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。 (1) 第2章に定める<u>新光MR F 累投口</u>の自動スウィープ取引 (2)～(7) （省 略 ） 4～5 （省 略 ）

新	旧
第2章 MRFの自動スウィープ取引 (マネー・リザーブ・ファンド) 7. (本章の趣旨) 本章は、お客様と当社が契約する累投口のうち、MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累投口の自動スウィープに関する取決めです。 8. (自動買付け) (1) 有価証券、その他当社において取扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金のうち、当社において支払われるものについてその支払いが円貨であったときは、MRFの申込があったものとし、特にお客様からのお申出がない限り買付けを行います。 (2) お客様が、有価証券の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日前以上あるときは、当該入金額をもってMRFの買付けのお申込があったものとし、特にお客様からのお申出がない限り当該入金額に基づき買付けを行います。 (3) お客様が当社に信用取引口座を開設し、かつ建玉がある場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず、MRFの買付けは行いません。 (4) 上記(1)の買付けにかかわらず、利金・収益分配金、配当金等について、「円貨の利金等の取扱」等で受取方法が指定されている場合は、その指定の取扱いとさせていただきます。 9. (自動換金) (1) 当社は、お客様の有価証券等の買付代金等に不足が生じる場合は、その不足分のMRFの換金の申込があったものとし、特にお客様からのお申出がない限り当該累投口を換金しその不足分に充当します。 (2) お客様が当社に信用取引口座を開設し、かつ建玉がある場合は、上記(1)にかかわらずMRFの換金を行いません。 10. (取引の解約) MRF累投口の自動スウィープ取引は、次の場合に解約されるものとします。 (1) お客様からMRF累投口の解約のお申出があったとき。 (2) やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき。 11 (現行どおり)	第2章 新光MRFの自動スウィープ取引 (マネー・リザーブ・ファンド) 7. (本章の趣旨) 本章は、お客様と当社が契約する累投口のうち、新光MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累投口の自動スウィープに関する取決めです。 8. (自動買付け) (1) 有価証券、その他当社において取扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金、解約代金のうち、当社において支払われるものについてその支払いが円貨であったときは、<u>新光MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 受益権 (以下「新光MRF」といいます。)</u>の申込があったものとし、特にお客様からのお申出がない限り買付けを行います。 (2) お客様が、有価証券の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日前以上あるときは、当該入金額をもって<u>新光MRF</u>の買付けのお申込があったものとし、特にお客様からのお申出がない限り当該入金額に基づき買付けを行います。 (3) お客様が当社に信用取引口座を開設し、かつ建玉がある場合は、上記(1)及び(2)にかかわらず、<u>新光MRF</u>の買付けは行いません。 (4) 上記(1)の買付けにかかわらず、利金・収益分配金、配当金等について、「円貨の利金等の取扱」等で受取方法が指定されている場合は、その指定の取扱いとさせていただきます。 9. (自動換金) (1) 当社は、お客様の有価証券等の買付代金等に不足が生じる場合は、その不足分の<u>新光MRF</u>の換金の申込があったものとし、特にお客様からのお申出がない限り当該累投口を換金しその不足分に充当します。 (2) お客様が当社に信用取引口座を開設し、かつ建玉がある場合は、上記(1)にかかわらず<u>新光MRF</u>の換金を行いません。 10. (取引の解約) <u>新光MRF</u>累投口の自動スウィープ取引は、次の場合に解約されるものとします。 (1) お客様から<u>新光MRF</u>累投口の解約のお申出があったとき。 (2) やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき。 11 (省 略)

新	旧
第3章 累積投資引 12～18（現行どおり） 19.（キャッシング（即日引出）） （1）（現行どおり） ① キャッシングの申し込みがあった場合、当社はMR F 累投口の残高とキャッシングの申し込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MR F 累投口を担保に金銭を貸し出すことができます。 ただし、お客さまの取引状況その他の事由により、貸し出しをしない場合もあります。 なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。 返還可能金額＝解約口数×基準価額＋解約される投資信託受益権に係るキャッシングの申し込みがあった日の前日までの分配金（A）－源泉税相当額 {（A）×（所得税率＋住民税率）} ② 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸し出しによる金銭に相応するMR F 累投口について、当該貸し出しの担保としてその投資信託受益権に質権を設定すると同時に、上記18.の換金手続きを行ないます。 ③～④ （現行どおり） （2）～（3） （ 〃 ） 20 （ 省 略 ） 21.（その他） （1）～（3） （ 省 略 ） （4）MR F については、MR F（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款の規定に従うものとします。 附 則 この改正は、2026 年 9 月 1 日から施行する。	第3章 累積投資取引 12～18（ 省 略 ） 19.（キャッシング（即日引出）） （1）（ 省 略 ） ① キャッシングの申し込みがあった場合、当社は新光MM F 累投口の残高とキャッシングの申し込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、新光MM F 累投口を担保に金銭を貸し出すことができます。 ただし、お客さまの取引状況その他の事由により、貸し出しをしない場合もあります。 なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。 返還可能金額＝解約口数×基準価額＋解約される投資信託受益権に係るキャッシングの申し込みがあった日の前日までの分配金（A）－源泉税相当額 {（A）×（所得税率＋住民税率）} ② 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸し出しによる金銭に相応する新光MM F 累投口について、当該貸し出しの担保としてその投資信託受益権に質権を設定すると同時に、上記18.の換金手続きを行います。 ③～④ （ 省 略 ） （2）～（3） （ 〃 ） 20 （ 省 略 ） 21.（その他） （1）～（3） （ 省 略 ） （4）新光MR F については、新光MR F 自動継続投資約款の規定に従うものとします。 附 則 この改正は、2025 年 4 月 10 日から施行する。

「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款」新旧対照表

新	旧
MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款	新光MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款
第1条（約款の趣旨） この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と大山日ノ丸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、アセットマネジメントOne株式会社の発行する<u>O n e</u> MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益証券（以下「MRF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。 当社は、この約款に従ってMRFの累積投資の委任に関する契約を申込者と締結いたします。 第2条（申込方法） (1) （現行どおり） (2) 契約が締結されたときは、当社はただちにMRF累積投資口座を設けます。 なお、前項の申込書に捺印された印影をもって当社への届出印といたします。 第3条（金銭の払込） (1) 申込者は、MRFの取得にあてるため、1回の払込につき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。 (2)～(3) （現行どおり） 第4条（取得の時期及び価額） (1) 当社は、申込者から取得の申込があった日の翌営業日に、MRFを申込者に代って取得します。 ただし、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。 (2) （現行どおり） (3) 取得されたMRFの所有権ならびにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。 第5条（保管） (1) この契約によって、取得されたMRFは、株式会社証券保管振替機構の定めるところにより、この契約及び投資信託受益権振替決済口座約款	第1条（約款の趣旨） この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と大山日ノ丸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、アセットマネジメントOne株式会社の発行する<u>新光MRF</u>（マネー・リザーブ・ファンド）受益証券（以下「新光MRF」といいます。）の累積投資に関する<u>とりきめ</u>です。 当社は、この約款に従って<u>新光MRF</u>の累積投資の委任に関する契約を申込者と締結いたします。 第2条（申込方法） (1) （ 省 略 ） (2) 契約が締結されたときは、当社はただちに<u>新光MRF</u>累積投資口座を設けます。 なお、前項の申込書に捺印された印影をもって当社への届出印といたします。 第3条（金銭の払込） (1) 申込者は、<u>新光MRF</u>の取得にあてるため、1回の払込につき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。 (2)～(3) （ 省 略 ） 第4条（取得の時期及び価額） (1) 当社は、申込者から取得の申込があった日の翌営業日に、<u>新光MRF</u>を申込者に代って取得します。 ただし、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。 (2) （ 省 略 ） (3) 取得された<u>新光MRF</u>の所有権ならびにその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。 第5条（保管） (1) この契約によって、取得された<u>新光MRF</u>は、株式会社証券保管振替機構の定めるところにより、この契約及び投資信託受益権振替決済口座約

新	旧
に基づき振替口座簿へお客様の口数を記載することにより管理します。 (2) 前項により保管するMR Fについては、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 イ 寄託されたMR Fの額に応じて共有権を取得すること。 ロ 新たにMR Fを寄託するとき又は寄託されたMR Fを返還するときは、MR Fを寄託している他の申込者と協議を要しないこと。 (3) 当社は、当該保管にかかるMR Fにつき、保管料を申受けることがあります。	款に基づき振替口座簿へお客様の口数を記載することにより管理します。 (2) 前項により保管する<u>新光MR F</u>については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 イ 寄託された<u>新光MR F</u>の額に応じて共有権を取得すること。 ロ 新たに<u>新光MR F</u>を寄託するとき又は寄託された<u>新光MR F</u>を返還するときは、<u>新光MR F</u>を寄託している他の申込者と協議を要しないこと。 (3) 当社は、当該保管にかかる<u>新光MR F</u>につき、保管料を申受けることがあります。
第6条（果実の再投資）	第6条（果実の再投資）
(1) 前条の保管にかかるMR Fの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でMR Fを申込者に代って取得します。 (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、MR Fを申込者に代って取得します。	(1) 前条の保管にかかる<u>新光MR F</u>の果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で<u>新光MR F</u>を申込者に代って取得します。 (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項1の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、<u>新光MR F</u>を申込者に代って取得します。
第7条（返還）	第7条（返還）
(1) 当社は、申込者からMR Fの返還の請求を午後4時までにお申出された日の翌営業日をお支払日(以下「受渡日」といいます。)として換金の上、その代金をお支払することにより返還いたします。 (2) （現行どおり） (3) (1)の換金にかかるMR Fについての取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともにはお支払いいたしません。 (4) 当社は、換金代金のお支払にあたっては、申込者より当社所定の手続きによりお申出いただき、当社所定の<u>方法</u>により、その代金をお支払いいたします。	(1) 当社は、申込者から<u>新光MR F</u>の返還の請求を午後4時までにお申出された日の翌営業日をお支払日(以下「受渡日」といいます。)として換金の上、その代金をお支払することにより返還いたします。 (2) （ 省 略 ） (3) (1)の換金にかかる<u>新光MR F</u>についての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともにはお支払いいたしません。 (4) 当社は、換金代金のお支払にあたっては、申込者より当社所定の手続きによりお申出いただき、<u>届出印の捺印された当社所定の受領書と引き換えに</u>、その代金をお支払いいたします。
第8条（キャッシング（即日引出））	第8条（キャッシング（即日引出））
(1) （現行どおり） イ キャッシングの申込があった場合、当社は、MR Fの残高に基づき	(1) （ 省 略 ） イ キャッシングの申込があった場合、当社は、<u>新光MR F</u>の残高に基づき計算した返還可能金額、又は 500 万円のうち、いずれか少ない金

新	旧
計算した返還可能金額又は 500 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MR F を担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況その他の事由により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。 返還可能金額＝返還請求日の申込者の所有口数×返還請求日の前日の基準価額 ロ 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相応するMR F について、当該貸出しの担保としてその受益証券に質権を設定すると同時に、前条の換金手続を行います。 ハ～ニ （現行どおり） (2) 前項の申込は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は当社所定の方法により、申込者に金銭を引き渡します。ただし、株式・投信及び債券の募集等の最終日に限り、MR F キャッシング代金をもって買付代金への充当を可能とします。 第 9 条（解約） (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 イ （現行どおり） ロ 当社がMR F の累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ハ MR F が償還されたとき。 (2) （現行どおり） (3) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中のMR F 及び果実を第 7 条に準じて申込者に返還いたします。 第 10 条（報告） (1) 申込者のMR F の取引にかかる申込者への報告は取引残高報告書を通じて行います。 (2)～(3) （現行どおり） 第 11 条 （現行どおり） 第 12 条（その他） (1) （現行どおり） (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。	額を限度として、<u>新光MR F</u>を担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況その他の事由により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。 返還可能金額＝返還請求日の申込者の所有口数×返還請求日の前日の基準価額 ロ 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相応する<u>新光MR F</u>について、当該貸出しの担保としてその受益証券に質権を設定すると同時に、前条の換金手続を行います。 ハ～ニ （ 省 略 ） (2) 前項の申込は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は<u>届出印の捺印された当社所定の受領書と引き換えに</u>、申込者に金銭をお引渡しいたします。ただし、株式・投信及び債券の募集等の最終日に限り、<u>新光MR F</u> キャッシング代金をもって買付代金への充当を可能とし、<u>かかる受領書の徴収は行いません</u>。 第 9 条（解約） (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 イ （ 省 略 ） ロ 当社が<u>新光MR F</u> の累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ハ <u>新光MR F</u> が償還されたとき。 (2) （ 省 略 ） (3) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中の<u>新光MR F</u> 及び果実を第 7 条に準じて申込者に返還いたします。 第 10 条（報告） (1) 申込者の新光MR F の取引にかかる申込者への報告は取引残高報告書を通じて行います。 (2)～(3) （ 省 略 ） 第 11 条 （ 省 略 ） 第 12 条（その他） (1) （ 省 略 ） (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。 イ <u>届出印の捺印された当社所定の受領書と引換えに</u>、この契約に基づ

新	旧
イ 届出印の捺印された当社所定の受領書と引換えに、この契約に基づくMR F又は果実を返還した場合。 ロ 当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するためにこの契約に基づくMR F又は果実を返還しなかった場合。 ハ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくMR Fの取得もしくはMR F、又は果実の返還が遅延した場合。 (3) (現行どおり) 附 則 この改正は、2026 年 9 月 1 日から施行する	く <u>新光MR F</u> 又は果実を返還した場合。 ロ 当社所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく<u>新光MR F</u> 又は果実を返還しなかった場合。 ハ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく<u>新光MR F</u> の取得、もしくは、<u>新光MR F</u> 又は果実の返還が遅延した場合。 (3) (省 略) 附 則 <u>この改正は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する</u>

「定時定額積立サービス取扱約款」新旧対照表

新	旧
(申込方法) 第3条 (現行どおり) (1) 本サービスのお申込み前または同時に、当社にお客様の証券総合取引口座およびMR Fの取引口座を開設されていること。 (2)～(3) (現行どおり) (金銭の払込) 第5条 お客様は、指定銘柄の買付に充てるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめお客様がお申出いただいた一定額の金銭(以下「払込金」といいます。)を、2銘柄以上を指定銘柄としている場合は払込金の総額を証券総合取引口座(MR Fからの自動換金を含みます。)からの引落としをもって行い、指定銘柄の自動継続投資により振替えるものとします。 2 (現行どおり) 附 則 この改正は、2026 年 9 月 1 日から施行する	(申込方法) 第3条 (省 略) (1) 本サービスのお申込み前または同時に、当社にお客様の証券総合取引口座および<u>新光MR F</u>の取引口座を開設されていること。 (2)～(3) (省 略) (金銭の払込) 第5条 お客様は、指定銘柄の買付に充てるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめお客様がお申出いただいた一定額の金銭(以下「払込金」といいます。)を、2銘柄以上を指定銘柄としている場合は払込金の総額を証券総合取引口座(<u>新光MR F</u>からの自動換金を含みます。)からの引落としをもって行い、指定銘柄の自動継続投資により振替えるものとします。 2 (省 略) 附 則 <u>この改正は、2025 年 1 月 1 日から施行する</u>

以上